

アライグマ・ハクビシン 駆除のご案内



生態系への被害を防止するため、業者派遣によって
住宅に住み着いているアライグマ・ハクビシンの駆除を行っています。

▼次の条件に当てはまる方、ご相談ください。▼

市内に所有する住宅などの建物の内部（天井裏等）にアライグマかハクビシンが住み
着いており、わな設置期間中（最大3週間）に、ご自身でわなの状態を確認できる方。

＜ご相談から捕獲までの流れ＞

環境共生課に相談（事前相談）

環境共生課窓口か郵送で申込（申込書提出）

市の指定業者が申込者に訪問日調整の連絡をします

業者がご自宅を訪問、建物内の被害状況を調査します

アライグマかハクビシンが侵入している場合、業者がわなを設置

捕獲したら申込者が業者へ電話

業者が動物・わなを回収に来ます

明らかに他の動物が侵入して
いる場合や、屋外の被害など

本制度対象外の場合

調査の結果、ネズミ
だった場合など

本制度対象外の場合

東京都pestコントロール協会
（TEL 03-3254-0014）にご相談ください

※本制度対象の場合、自宅被害状況調査・わな設置・捕獲回収費用は**無料**となります。

担当部署 町田市役所 環境資源部環境共生課（TEL:042-724-4391）

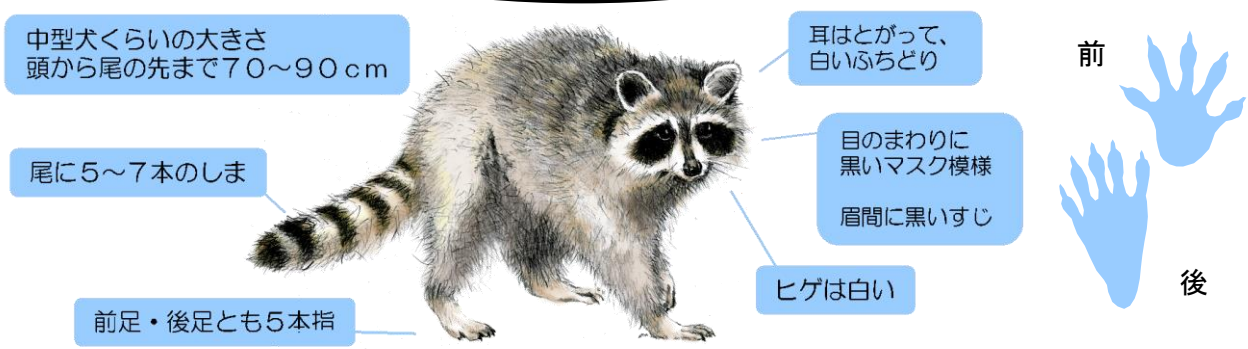
〒194-8520 町田市森野 2-2-22 7階702窓口

※事前相談の後、郵送もしくは担当部署窓口にてお申し込みください。

※裏面もご覧下さい。

アライグマ

出典：東京都環境局



ハクビシン



Q. 本制度対象外とは、どんな場合が考えられますか？

A. 庭など屋外に現れるアライグマ、ハクビシンの駆除や、屋内でもネズミなど他の動物の駆除、店舗や寺社（居宅を兼ねている場合を除く）での被害などは対象となりません。

Q. 自分の家ではない場所にアライグマ・ハクビシンがいるので、駆除したいのですが？

A. 駆除や追い出しを実施する場合、その土地や家屋を所有している方の許可が必要です。困っていることを所有者に伝え、所有者本人からご連絡いただくようお願いします。

Q. アライグマ・ハクビシンを外で見たので、自分で駆除したいのですが？

A. 鳥獣を捕獲する場合、都道府県の許可が必要です。許可なく捕獲したり、捕獲目的でわなを設置することはできません。

Q. アライグマ・ハクビシンを寄せ付けないようにするには？

A. ①エサになるものを与えない 外にごみやペットのえさを放置したり、庭の果樹を実がなったままにしないようにしましょう。庭に金魚などを飼っている場合、重い蓋をしておきましょう。
②住居を与えない 侵入口になりそうな隙間を見つけたら、金網等でふさぎましょう。木をつたって家の屋根裏等に入ることがあるので、屋根へ延びる庭木はこまめに切りましょう。

Q. 侵入の再発を防ぐには？

A. 侵入口を塞ぐことが有効です。本制度を利用した場合も、穴ふさぎは自己負担とはなりますが、見積もり等で費用をご確認の上、穴ふさぎをご検討ください。